

入札公告共通事項（事後審査型）

1 入札参加資格に関する事項

(1) 必要な資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 土岐市契約規則（昭和40年土岐市規則第1号）第21条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）の規定に基づき、更生手続の開始の申立てがされている者にあつては、同法に基づく更生計画認可の決定を受けていること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）の規定に基づき、民事再生手続の開始の申立てがされている者にあつては、同法に基づく民事再生計画認可の決定を受けていること。
- ⑤ 入札の公告の日から開札の日までの間に、土岐市指名停止措置要綱（平成7年土岐市訓令甲第5号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- ⑥ 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年土岐市告示第114号）に基づく指名停止措置を、当該工事の開札日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ⑧ 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

1 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①及び②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑨ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- ⑩ 対象工事に建設業法第19条の2に基づく現場代理人を置くとともに、同法第26条の規定に従い、この工事に対応する主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。ただし、現場代理人は主任技術者又は監理技術者と兼ねることができる。
- ⑪ 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加申請の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- ⑫ その他工事ごとに必要と認める資格があること。

2 入札参加の申請に関する事項

- (1) 入札に参加希望する者は、電子入札システムで「入札参加資格確認申請」を行うこと。ただし、『書面入札方式参加承諾願』により市長の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「書面入札」という。）。
- (2) 『事後審査型制限付一般競争入札参加申請書』を提出すること。（電子入札システムの場合は、押印不要）ただし、市長が書面入札を認めた場合は、事後審査型制限付一般競争入札参加申請書を総務課契約係まで持参すること。
- (3) 入札参加資格の確認については、申請時に行う基本的な事前確認と開札後に落札者を決定するために提出を求め

る『事後審査型制限付一般入札参加資格確認申請書』及び確認資料に基づいて行う書類審査の2段階に分けて実施する。

- (4) 基本的な事前確認の結果については、電子入札システムにより通知する。(書面入札の場合は、郵送又はFAXにより通知する。)
- (5) 申請受付期間内に申請がない者又は基本的な事前確認の結果参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

3 設計図書等の閲覧及び質疑応答

- (1) 設計図書等の閲覧
入札公告に定める。
- (2) 質疑応答
設計図書等に関して質問がある場合は、土岐市ホームページから質疑書の様式をダウンロードし、次のとおり提出すること。
 - ① 受付期間
入札公告に定める。
 - ② 提出方法
電子メール 契約係 <keiyaku@city.toki.lg.jp>
送信した場合は、入札公告に定める入札担当課に電話により受信を確認すること。
 - ③ 質疑があった場合、その回答は、入札公告に定める期日において土岐市ホームページに掲載する。入札参加者は、質疑提出の有無にかかわらず、当該回答を閲覧すること。

4 入札手続に関する事項

- (1) 入札書の提出方法
入札書は、ICカードで電子入札システムにより提出すること。ただし、市長が認めた場合は、書面入札により持参すること。入札書の様式等については、土岐市ホームページより確認すること。提出期間は、入札公告に定める。
- (2) 開札の日時及び場所
入札公告に定める。
- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札候補者の決定
開札後、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定し、落札者の決定を保留した上で、開札を終了する。
落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

5 入札の無効に関する事項

本公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに契約規則第14条に該当した入札は無効とする。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、書面入札により参加する場合は、紙媒体の工事費内訳書を入札書提出時に入札書と併せて提出すること。
- (2) 工事費内訳書が以下のいずれかに該当する者の入札については、無効とすることがある。
 - ① 内訳書の重要な項目(案件名、住所、商号又は名称、内訳項目及び金額等)に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合
 - ② 内訳書の工事価格が入札金額と端数処理の範囲(千円未満の端数切り)を超えて大幅に異なる場合
 - ③ 記載すべき内訳項目が過不足している場合(仕様書の項目と不一致、一括値引きによる金額調整等)
 - ④ 内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合

- ⑤ 内訳書とは無関係な書類である場合
- ⑥ 他の案件の内訳書である場合
- ⑦ 白紙である場合
- ⑧ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- ⑨ 内訳書が複数あり特定できない場合

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しません。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額。ただし、契約保証金に代わる担保として、国債等の有価証券又は金融機関の保証若しくは前払金保証事業会社の保証の提供があった場合は、契約保証金の納付に代えることができるものとし、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限り。）を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 入札参加資格の審査及び落札の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を発表し、落札の決定は保留する。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を定める。ただし、書面入札による者が含まれる場合等、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者にくじを引かせて落札候補者を定める。
- (2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを審査する。
- (3) 審査の結果により、落札候補者の取り扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを審査した場合は、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代える。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行い、以後、落札者が決定するまで、同様の手順を繰り返す。
- (4) (2) の入札参加資格の審査にあたっては、当該落札候補者は、次のアに規定する申請書類（各1部）を開札日（(3) イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に提出し、また、審査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に申請書類等が提出されなかった場合又は指示に従わなかった場合は、入札資格を満たす者ではないとし、前号イの手続により落札者を決定する。

ア 申請書類

- ① 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 同種工事施工実績書
- ③ 配置予定技術者の資格及び同種工事施工実績書
- ④ 配置予定技術者を申請日前3月以上雇用していることを証するものの写し
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書の写し（最新のもの）
- ⑥ 営業年数を証明できる書類
- ⑦ その他市長が指定する書類

イ その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された申請書類及び確認資料（以下「申請書等」という。）を参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出後は、原則として申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) (3) のイの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に入札参加資格不適格通知書を送付する。

- (6) 落札候補者の入札価格が、契約規則第11条の2に規定する調査基準価格未満である場合は、入札参加資格の審査とあわせて、契約規則第18条に規定する調査を行う。調査の結果、契約締結に至った場合、その落札者は監理技術者及び主任技術者とは別に、これらと同等の資格を持つ技術者（以下「追加配置技術者」という。）を専任で1名現場に配置するものとする。ただし、追加配置技術者は、当該工事の現場代理人を兼務することができない。
- (7) 前項の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (8) 当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わない場合には、落札者とししないものとする。
- (9) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となった場合、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (10) 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し通知するものとする。

9 契約の締結に関する事項

- (1) 落札者が決定したときは、本市の定める工事の請負契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 落札者が、特別の理由もなく落札者決定の日から1週間以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。
- (3) 土岐市議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結し、議会の議決後に本契約となる。

10 支払条件

- (1) 前金払 可
- (2) 部分払 可

11 入札又は開札の延期又は中止

次の場合には、入札又は開札を延期又は中止することがある。この場合において生じた損害は、入札者の負担とする。

- ① 明らかに談合の事実が確認されたとき又は談合の疑いがあるとき。
- ② 電子入札システムに障害が発生した場合、天災その他やむを得ない理由によるとき。

12 その他

- (1) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定通知書を受けた日から契約を締結するまでに、入札担当課まで、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は、日本国通貨とする。